

作付転換営農継続支援事業費補助金（畑地転換支援事業）交付要綱

（趣旨）

第1 県は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外食需要の減少等による米価下落対策の一環として、経営に影響が出た農業者の営農継続を支援するため、予算の範囲内において作付転換営農継続支援事業費補助金（畑地転換支援事業）（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付対象等）

第2 この補助金の交付対象となる事業実施主体、取組主体、事業内容、補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとし、令和4年度予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された補助金の金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号-1）
- (2) 収支予算書（別記様式第1号-2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（交付の条件）

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときには、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表に掲げる事業の重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

（実績報告）

第5 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、その提出期限は、補助事業が完了若しくは廃止の承認の日から起算して1月を経過した日又は令和5年3月15日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号-1）
- (2) 収支精算書（別記様式第1号-2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

第6 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(補助金の経理)

第7 補助事業者は、補助対象事業等に関する帳簿及び書類を備え付け、これを補助事業等の完了又は廃止した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(書類の提出)

第8 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は各1部とし、事業実施主体の所在地を所管する地方振興事務所長又は同事務所地域事務所長を経由するものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月22日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

別表（第2関係）

事業名	事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率	取組主体	事業対象期間	事業の重要な変更
畑地転換支援事業	水田を畑地に転換するために必要な土盛等に要する経費の一部を補助する。	市町村, 地域農業再生協議会 又は農業協同組合	1 水田を畑地に転換するための土盛等に要する経費 2 1と併せて実施する排水対策工事に係る経費 3 その他, 知事が必要と認める主食用米から園芸作物への転換に要する経費 ※消費税及び地方消費税相当額を除く。	補助率 1/2以内 なお, 10a 当たりの補助上限額は 1, 200千円とする。	次に掲げる全ての要件を満たす農業者, 農業法人及び集落営農組織。 1 みやぎ園芸特産振興戦略プランにおける重点振興品目（県戦略品目及び地域戦略品目）の作付面積が令和3年産より令和6年産を増加させる者。 2 収入保険等のセーフティネットに加入している又は今後加入する意向を示す者若しくは対象品目について実需者と販売契約を締結する又は今後締結する意向を示す者。 3 暴力団又は暴力団員等でない者。	令和4年4月1日から令和5年2月28日まで	事業量又は事業費の30%を超える増減。
事務費	事業に係る事業実施主体の事務に要する経費を補助する。		振込手数料, 通信運搬費, 消耗品費。	定額 ただし, 事業費の合計額の3%以内とする。	—		—